



平成 29 年 1 月 26 日

各 位

会社名 株式会社メタックス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 航陽
(コード番号: 6172 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 山崎 祐一郎
(TEL. 03-5325-6280)

**第三者割当による第 12 回新株予約権及び
第 13 回新株予約権 (行使許可条項付) 並びに無担保社債 (私募債) の同時発行 (Debt Equity
Composite Order (DECO)) に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 1 月 26 日開催の取締役会において、下記の通り、第三者割当による第 12 回新株予約権 (第三者割当) 及び第 13 回新株予約権 (第三者割当) (以下各々を「第 12 回新株予約権」及び「第 13 回新株予約権」といい、併せて「本新株予約権」と総称します。) 並びに無担保社債 (私募債) (以下「本社債」といいます。) を同時に発行することによる新たな資金調達手法 (Debt Equity Composite Order (DECO)) を採用することを決議しましたので、お知らせいたします。

I 第三者割当による新株予約権の発行

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 2 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	13,100 個 第 12 回新株予約権 7,000 個 第 13 回新株予約権 6,100 個
(3) 発 行 価 額	総額 37,032,900 円 (第 12 回新株予約権 1 個につき 2,860 円、第 13 回新株予約権 1 個につき 2,789 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数: 1,310,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 12 回新株予約権: 700,000 株 第 13 回新株予約権: 610,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,788 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,310,000 株です。
(5) 資金調達の額 (差引手取概算額)	5,020,852,900 円 (差引手取概算額)

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権 (行使許可条項付) 並びに無担保社債 (私募債) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第12回新株予約権 3,575円 第13回新株予約権 4,112円</p> <p>当社は、平成29年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）以降に適用されます。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要します。また、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額1,788円を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	<p>当社は、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、以下の内容を合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。 ・割当予定先は、平成32年1月30日以降同年2月12日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買い入れること。 ・割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。 <p>詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※DECOの商品性

DECOは、新株予約権と社債を同時に発行することにより、急激な1株当たり利益の希薄化をさけつつ発行時の即時の資金調達と、段階的な資本調達による財務健全性の向上を可能にする新しい資金調達方法です。新株予約権の行使に伴い調達した資金を社債の償還又は買入消却資金に充当する点は、従来の転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債」といいます。）と類似の商品性を持ちますが、新株予約権と社債が別々に発行されるため、転換社債等の他のファイナンス手法の課題を解決する以下のような特徴を有しています。

一般的な転換社債と比較した場合の特徴：

- ① 一般的な転換社債においては、転換価額がブックビルディングにより設定され、発行条件に含まれる条項も限定的であるのに対し、新株予約権においては、発行会社と割当先の協議に基づき、行使価額をある程度自由に決定し、また、発行条件に行使許可に関する条項や当社によ

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る取得条項等を加えることが可能であり、新株予約権には発行条件の設定に関して高い自由度があります。特に、発行会社が新株発行にあたり適切と考える株価や目標とする株価での行使価額の設定が可能です。

- ② DECO においては、割当先による新株予約権の行使に発行会社の行使許可を必要とする条項が設けられるため、行使を一定程度コントロールできます。一般的な転換社債の場合は、保有者の一存により転換が行われるため、発行会社が転換をコントロールすることはできず、短い期間に急速に転換が行われ、希薄化が進むことが一般的ですが、DECO においては、発行会社が株価動向を見ながら行使の許可又は不許可を判断できるため、行使を分散化させることが可能です。また、資金が必要となるタイミングに合わせて行使許可を出すことで、発行会社の資金需要に応じて資金を調達することも可能です。
- ③ DECO においては、新株予約権の行使価額を6ヶ月に一度以下の頻度で修正することが可能です。株価が行使価額を上回る状況において行使価額の上方修正を行うことで、当初の予定よりも多くの資金を調達できる可能性がある一方で、調達予定額を調達した時点で残存する新株予約権を発行会社が取得することで、当初の想定よりも希薄化を抑制することもできます。一方、株価が行使価額を下回る状況においても、行使価額の下方修正を行うことで割当先による行使を促し、資本を拡充することが期待できます。
- ④ 新株予約権には行使価額を株価が上回れば新株予約権の行使が進みやすい傾向があり、DECO においては、新株予約権の行使による手取金を随時社債の償還又は買入消却資金に充当することで、資本を拡充しながら、負債を圧縮することも可能です。一般的な転換社債においては、満期直前を除いて、株価が転換価額を大幅に上回るか、(株価が一定期間、転換価額から一定割合以上上回った水準で推移した場合には、長期間の事前の通知を行った上で、発行価額での現金償還を可能とする条項(いわゆるソフトコール条項)が設けられている場合には)かかる条項が発動される場合に初めて転換が進むことが一般的ですが、DECO においては、発行会社が新株発行にあたり適切と考える株価の範囲であれば行使が許可されることが想定されるため、株価が行使価額をある程度上回っていれば早い段階で行使が進み、短い期間で資本を拡充できることが期待できます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債(いわゆる「MSCB」と比較した場合の特徴:

- ⑤ 将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBでは、希薄化の程度が確定できないことから、既存株主の利益に想定以上の影響が出る可能性が否定できません。一方、新株予約権は、潜在株式数が固定されているため、行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはなく、潜在的な希薄化率の上昇が更なる株価下落を引き起こすことはありません。

新株予約権のみを用いた資金調達と比較した場合の特徴:

- ⑥ DECO においては、社債の発行により、発行時に即時に資金を調達することが可能です。新株予約権のみを用いた資金調達においては、新株予約権の行使に伴い、段階的にしか資金が調達できないため、充当を予定していたタイミングに必要な資金の調達が間に合わない可能性があります。また、新株予約権の行使が進まない場合には、当初予定した金額を調達できません。しかし、DECO においては、割当日に社債発行の対価が払い込まれるため、新株予約権の行使状況にかかわらず、予定通りの使途に資金を充当できる蓋然性が高まります。

その他の特徴:

- ⑦ DECO においては、社債が割引発行されることで、実質的な利払いが償還又は買入消却時に繰り延べられるため、利金のキャッシュアウトが起りません。

なお、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の通り、本新株予約権について当社が行使価額を修正することができる頻度は6ヶ月に一度以下であることから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の「MSCB等」には該当しません。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使許可条項付)並びに無担保社債(私募債)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社グループは、「世界の頭脳へ」という企業ビジョンの下、マーケティング（分析、広告、販促等）及びファイナンス（決済、投資、融資等）の2つの分野を中心に独自の経済圏の形成をビジネスモデルとしています。創業当初は国内を中心に事業を行っていましたが、現在では世界8拠点において企業活動を展開し、海外売上高がマーケティング事業の約6割にまで急速に増加するとともに、積極的なM&Aの推進により、連結子会社も12社を数えるまでに拡大したことにより、当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。このような当社グループの国内外における事業基盤を維持し、更に強固なものにするためにも、当社及び当社子会社における継続したサービスの刷新や安定した人材確保が重要と考えております。また、当社グループでは平成32年に向けた中期経営方針において、決済を軸としたフィンテック（FinTech）事業サービスを重点投資領域として掲げており、軸となるAI（人工知能）技術の研究開発とともに、既存の金融サービス事業者や最先端AI（人工知能）技術を有するITベンチャー企業等への積極的な出資等を実施していく予定であります。上記を踏まえ、当社の資金需要を慎重に検討した結果、今般、サービスの刷新や人材確保に関連する運転資金及びフィンテック（FinTech）とAI（人工知能）の分野における成長投資（M&A資金）に充当することを目的として、新株予約権及び社債を同時に発行する仕組み（DECO）により資金調達を行うこととし、本新株予約権を発行することといたしました。

新株予約権及び社債を同時に発行する仕組み（DECO）により調達する資金の使途の詳細は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の通りです。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は1,310,000株（第12回新株予約権700,000株、第13回新株予約権610,000株）です。
- ・第12回新株予約権及び第13回新株予約権の当初の行使価額は、それぞれ3,575円及び4,112円ですが、いずれについても、当社は、平成29年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができます。修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（修正日）以降に適用されます。かかる修正は、第12回新株予約権及び第13回新株予約権それぞれにつき、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができます。また、行使価額は、下限行使価額である1,788円（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準）を下回って修正されることはありません。
- ・下記②に記載の通り、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができます。したがって、一定の除外事由が発生した場合を除いては、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使が行われないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降3年間であります。
- ・本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記②及び④の内容を定めた本第三者割当契約を締結する予定です。

② 当社による行使許可

- ・割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」といいます。）を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（以下「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができ

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。ただし、かかる行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。

- (i) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (ii) 当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間
 - (iii) 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。
 - (i) 行使申請を行う本新株予約権の個数が、第12回新株予約権につき3,500個、第13回新株予約権につき3,050個をそれぞれ超えないこと。
 - (ii) 行使許可期間が20取引日以内であること。
 - (iii) いずれかの本新株予約権に係る行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な当該新株予約権が存在していないこと。
 - ・割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。

③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成29年8月14日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、第12回新株予約権又は第13回新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する当該新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、本第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、当該新株予約権の行使を行うことができません。

④ 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

割当予定先は、平成32年1月30日以降同年2月12日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。

(3) 本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み（DECO）を選択した理由

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み（DECO）の特徴を踏まえ、当社は、割当予定先から提案を受けた新株予約権及び社債を同時に発行する仕組み（DECO）が以下に記載の通り他のファイナンス手法の課題を解決するものであることから、当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み（DECO）の主な特徴）

<当社のニーズに応じた特徴>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権は、潜在株式数が1,310,000株（平成28年11月30日現在の発行済株式数12,896,110株の10.16%）と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

また、株価が行使価額を上回る状況において行使価額の上方修正を行うことが可能で、当初の想定よりも希薄化を抑制することもできます。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ・本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が行使価額を上回る水準では、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、行使が進まないようにすることができます。
- ② 当社が適正と考える株価水準での資金調達を図れること
本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価が行使価額を上回る場合であっても当社が株価水準が思わしくないと考える場合には行使不許可とすることができる一方、株価水準が適正と考えられる場合に行使許可とすることで、当社が望ましいと考える株価水準で資本調達を図ることができます。
- ③ 資本政策の柔軟性が確保されていること
下記の仕組みにより、資本政策の柔軟性が確保されていると考えております。
 - ・第12回新株予約権については、平成29年1月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額の行使価額を設定することにより、早期に行使が進む可能性が高まると考えられ、資本を拡充しながら、負債を圧縮することが期待できます。他方で、第13回新株予約権については、第12回新株予約権よりも高い株価水準で行使価額を設定することにより、将来の株価上昇局面において、かかる株価水準での更なる資本調達を実現することが期待できます。
 - ・行使価額は、当社取締役会の判断により修正することが可能です。当初の行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を上方に修正することによって資金調達額を増額できます。他方で、長期的に株価が行使価額を大幅に下回っている場合に、当社が低い資金調達額であっても本新株予約権による資本調達が希望する場合には、行使価額を下方に修正することによって、本新株予約権の行使を促進することができます。
 - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成29年8月14日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。
- ④ 一度にまとまった金額の調達が可能であること
本新株予約権と同時に本社債を発行することにより、調達予定額の一部が払い込まれるため、本新株予約権の行使状況によらず、予定通りに資金を充当できる蓋然性が高まります。なお、本新株予約権の行使による手取金の一部は、本社債の償還又は買入消却資金に随時充当される予定です。
- ⑤ 資本調達の蓋然性が高く、財務健全性への影響が限定的であること
新株予約権は、転換社債に比べて、株価が行使価額（又は転換価額）を上回った場合に行使（又は転換）が行われやすい傾向があることが知られており、株価上昇局面においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されることから、転換社債と比して、早期の資本調達の蓋然性が高いものと考えられます。一方、株価下落局面においても行使価額の修正により、割当予定先による本新株予約権の行使が進みやすい状況とすることが可能です。以上の特徴により、早期に資本調達を達成できる可能性が高く、財務健全性への影響は限定的と考えられます。

<本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み（DECO）の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑥乃至⑨に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金は段階的に支出する予定であること、本新株予約権と同時に発行する本社債により直ちに一定の資金を調達することが可能であること等を勘案すると、上記①乃至⑤に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑥ 第12回新株予約権及び第13回新株予約権の当初の行使価額は、上記「(2)本新株予約権の商品性 ①本新株予約権の構成」に記載の通り、それぞれ3,575円及び4,112円と、特に第13回新株予約権については平成29年1月25日時点の株価水準よりも高く設定されていますが、株価水準によっては早期に行使が進まない可能性があります。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ⑦ 株価の下落局面で当社が行使価額を下方修正することにより、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑧ 割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、行使完了までに時間がかかる又は行使が完了しない可能性があります。
- ⑨ 本新株予約権発行後、行使期間の終盤において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。但し、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) の特徴)

- ① 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、本社債を発行することにより、一時に調達予定額の一部を調達することが可能となることに加え、本新株予約権に行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使が期待され、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。
- ② 第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、現時点では新株式の適当な割当先も存在しておりません。一方、割当予定先から提案を受けた本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、上記の通り、本社債を発行することにより、一時に調達予定額の一部を調達することが可能でありながら、本新株予約権に行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使をさせることが可能となり、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。
- ③ 新株予約権のみの発行による資金調達では、新株予約権の行使に応じて段階的に資金が払い込まれるのみであるため、行使に時間がかかった場合に、支出予定時期までに必要な資金が調達できない可能性があります。また、行使価額の下方修正により、調達額が予定額を下回る可能性があります。したがって、当社の資金需要に鑑みると採用することは適当ではないと判断いたしました。一方、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、本社債の発行により調達予定額の一部を当初から調達できるため、本新株予約権の行使状況によらず、予定通りに資金を充当できる蓋然性が高まります。
- ④ 借入れ又は社債の発行のみによる資金調達は、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。一方、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、本新株予約権の行使による手取金で本社債を償還又は買入消却することにより、本社債の発行当初は上昇する負債比率を低下させることができ、財務健全性への悪影響を軽減することができます。なお、本社債は割引発行され、実質的な利払いが償還又は買入消却時に繰り延べられるため、利金のキャッシュアウトが起らないという優位性もあります。
- ⑤ 転換社債の場合、必ずしも当社が希望する水準での転換価額を設定することができません。一方、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、必要な資金を直ちに調達することができるという転換社債と同等のメリットを享受しつつ、発行条件の設定の自由度が高く、当社が希望する水準での行使価額の設定ができるという新株予約権のメリットも享受することが可能です。
 転換社債による資金調達は、調達金額が当初負債に計上されますが、株式 (資本) への転換が進まない場合には、継続的な財務健全性の低下が見込まれます。転換社債の場合、新株予約権の場合に比べて、株価が転換価額を上回っても満期が近づくまでは転換が進まない傾向があることが知られており、負債から資本への転換が進まない懸念があります。一方、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) においては、行使価額を株価が上回れば、新株予約権の行使が進みやすく、資本を拡充しながら、負債を圧縮することが期待できます。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権 (行使許可条項付) 並びに無担保社債 (私募債) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
5,047,852,900	27,000,000	5,020,852,900

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 5,020,852,900 円については、①本社債の償還又は買入消却資金及び②中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）に充当する予定です。具体的な内訳は以下の通りです。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
① 本社債の償還又は買入消却資金	2,500 百万円	平成 29 年 2 月～平成 32 年 2 月
② 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）	2,520 百万円	平成 29 年 2 月～平成 32 年 8 月

- (注) 1 本社債と本新株予約権と本社債の同時発行により調達する資金の実質的な使途は、(ア) 運転資金（想定金額：2,000 百万円、支出予定時期：平成 29 年 2 月～平成 32 年 8 月）及び (イ) 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）（想定金額：2,891 百万円、支出予定時期：平成 29 年 2 月～平成 32 年 8 月）となります。本社債により調達する資金（払込金額の総額 2,371 百万円）については、(ア) 運転資金（想定金額：2,000 百万円、支出予定時期：平成 29 年 2 月～平成 32 年 2 月）及び (イ) 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）（想定金額：371 百万円、支出予定時期：平成 29 年 2 月～平成 32 年 8 月）に充当する予定です。本新株予約権のみを発行する場合と比べ、本社債を同時に発行することにより、当社は本新株予約権の行使を待たずに (ア) 運転資金及び (イ) 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）に充当する資金の一部を調達することができます。他方、本社債の発行により当社の負債比率が上昇するところ、当社の適正な財務健全性を維持するためには、早期に負債比率を回復する必要があると考えております。そのため、当社は、早期に本社債の残高を減少させるため、2,500 百万円を本社債の償還又は買入消却資金に充当する予定です。

上記の (ア) 運転資金及び (イ) 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）の具体的な内容は以下の通りです。

(ア) 運転資金

当社グループは、創業当初は国内を中心に事業を行っていましたが、現在では世界 8 拠点において企業活動を展開し、海外売上高がマーケティング事業の約 6 割にまで急速に増加するとともに、積極的な M&A の推進により、連結子会社も 12 社を数えるまでに拡大したことにより、当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。このような当社グループの国内外における事業基盤を維持し、更に強固なものにするためにも、当社及び当社子会社における継続したサービスの刷新や安定した人材確保が重要と考えております。(ア)に記載する資金には、主要事業であるマーケティング

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

関連サービスやファイナンス関連サービスにおける、サービス内容の拡充のためのシステム開発費や広告宣伝費、新規人材の採用費、人件費等が含まれます。特に、ファイナンス関連サービスにおいては、事業構造上、一時的に前払い費用が発生することがあり、同事業の拡大に伴い運転資金の増加が想定されます。また、当社グループが予定しているホールディングス体制への移行に伴い発生が見込まれる弁護士・会計士等に対するアドバイザー費用等も含まれます。

(イ) 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資 (M&A 資金)

当社グループは、平成 28 年 10 月 17 日に平成 32 年を最終年度とした「中期経営方針～データノミクス構想～」を公表しており、テクノロジーでビッグデータを活用してお金のあり方を変え、次世代の新しい金融機関のロールモデルを作ることをミッションとして掲げたため、フィンテック (FinTech) と AI (人工知能) を重点投資先としております。(イ)に記載する資金は、既存金融サービス事業者や最先端 AI (人工知能) 技術を有する IT ベンチャー企業等に対する新規資本業務提携及び M&A 等の使途を予定しております。

資本業務提携及び M&A に関しましては、現段階において具体的に想定している案件はありませんが、間接金融の状況も含めたキャッシュポジションとのバランスを考慮しつつ着実に推進し、開示すべき事案が発生した場合には速やかに開示いたします。また、M&A 等が行われない場合又は株価上昇局面において想定以上の資金調達を実現した場合には、自社での新規事業分野推進のための投資、設備投資等に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合も適時適切に開示いたします。

- 2 上記差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
- 3 上記資金使途は平成 32 年 8 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。割当予定先による新株予約権の行使が行われるためには市場における当社株価が行使価額を一定程度上回る必要が生じます。したがって、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合には、本社債の償還又は買入消却資金への充当を優先しますが、不足分については自己資金やリファイナンス等による資金調達を行う予定であります。

なお、当社は、新規上場時に、平成 27 年 8 月 27 日付で公募増資（差引手取概算額：3,478,472 千円）を行っておりますが、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に係る差引手取概算額上限 825,927 千円と合わせた、当該公募増資等による手取金の使途の具体的な内訳及び充当状況は以下の通りです。

手取金の使途		想定金額及び 支出予定時期	充当状況
設備資金	アプリ収益化プラットフォーム“metaps”にかかるシステム構築費用	370,000 千円 平成 28 年 8 月期： 185,000 千円 平成 29 年 8 月期： 185,000 千円	平成 28 年 12 月末日までに 全額を充当済み
	オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”にかかるシステム構築費用	190,000 千円 平成 28 年 8 月期： 95,000 千円 平成 29 年 8 月期： 95,000 千円	平成 28 年 12 月末日までに 全額を充当済み

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

アプリ収益化プラットフォーム“metaps”において発生する広告媒体（メディア）等への前払い費用などの運転資金	2,000,000千円 平成28年8月期： 1,000,000千円 平成29年8月期： 1,000,000千円	平成28年12月末日までに 1,000,000千円を充当済み
決済プラットフォーム“SPIKE”で提供するプリペイド型の電子マネー“SPIKEコイン”において発生する資金決済法に基づく供託金	1,387,000千円 平成28年8月期： 184,000千円 平成29年8月期： 1,203,000千円	平成28年12月末日までに 184,000千円を充当済み
その他、採用費・人件費、広告宣伝費・販促費及びオフィス移転にかかる費用	357,399千円 平成28年8月期： 321,000千円 平成29年8月期： 36,399千円	平成28年12月末日までに 全額を充当済み

(注) オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資は失権により行われなかったため、運転資金の一部については、銀行借り入れによる調達資金により充当しました。

本新株予約権と本社債の同時発行により調達する資金の実質的な使途のうち（ア）運転資金については、当該公募増資等による手取金の使途のうち「その他、採用費・人件費、広告宣伝費・販促費及びオフィス移転にかかる費用」と重複するものではありませんが、当該公募増資等による手取金のうち当該費用に充当すべき金額は既に全額を充当済みであるため、残額はありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の実質的な使途である① 運転資金に充当することによって、急速に進む事業環境の変化に対応しつつ、強固な組織基盤を構築することが可能となります。また、② 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）に充当することによって、フィンテック（FinTech）及び AI（人工知能）の領域における成長投資を通じた既存事業及び新規事業の拡大を実現していくとともに、当社グループの安定した業績拡大に寄与し、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。したがって、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階 代表者寺田芳彦）（以下「トラスティーズ・アドバイザーズ」といいます。）に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーズは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーズは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、株価が行使価額の110%以下である場合に当社による行使許可がなされるという前提条件を設定するとともに、割当予定先の権

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

利行使行動に関する一定の前提条件（行使価額が株価を上回る場合には割当予定先からの行使許可申請がなされること及び当社からの行使許可が得られた場合には、速やかに権利行使が行われることを含みます。）を設定しています。また、行使期間終了時に、割当予定先からの取得請求に応じ、当社が未行使分の本新株予約権を取得することを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コストについて、当社株式を市場で出来高の一定割合（15%程度）の株数ずつ処分する場合に生じる株価下落リスクを加味して、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第12回新株予約権は2,860円、第13回新株予約権は2,789円とし、本新株予約権の当初行使価額を、第12回新株予約権は平成29年1月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（3,575円）と同額、第13回新株予約権は当該終値を15%上回る額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、トラスティーズ・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、トラスティーズ・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,310,000株であり、平成28年11月30日現在の当社発行済株式総数（12,896,110株）に対する比率は10.16%、平成28年8月31日現在の当社議決権総数（128,766個）に対する比率は10.17%と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数1,310,000株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高1,047,759株に対して約1.3日分であることや、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の通り、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合において、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限し、本新株予約権の行使及びそれに伴い交付される当社株式の売却が段階的に行われるようにすることも可能であることから、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	クレディ・スイス証券株式会社		
(2) 本店所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO マーティン・キープル		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金の額	781 億円		
(6) 設立年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
(7) 発行済株式数	310 万 7,514 株		
(8) 事業年度の末日	3 月 31 日		
(9) 従業員数	478 名 (単体)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体含む法人		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、クレディ・スイス銀行		
(12) 大株主及び持株比率	クレディ・スイス KK ホールディング (ネダーランド) B.V. 100%		
(13) 当社との関係等			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)			
決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純資産	102,223	111,928	103,916
総資産	2,104,954	1,850,721	1,558,553
1 株当たり純資産(円)	32,895	36,018	33,440
営業収益	52,392	52,607	64,320
営業利益	13,310	11,851	21,031
経常利益	13,177	11,576	21,246
当期純利益	10,064	9,743	17,034
1 株当たり当期純利益(円)	3,238.67	3,135.51	5,481.55
1 株当たり配当金(円)	6,166	6,166	8,060

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。割当予定先は、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、関係機関との連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権 (行使許可条項付) 並びに無担保社債 (私募債) の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

会社及び同社グループは、国内外の上場会社が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回、資金調達にあたり、証券会社 10 社へ資金調達の相談をしたところ、そのうち 8 社からは転換社債、新株予約権等の一般的な手法による資金調達の提案を受け、割当予定先を含む 2 社からは社債及び新株予約権の併用による資金調達の提案を受けましたが、かかる 2 社のうち 1 社との間では発行時期の合意に至りませんでした。これらを受け社内にて検討をした結果、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) を選択した理由」に記載の通り、割当予定先が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る手法として、本新株予約権及び本社債を同時に発行する仕組み (DECO) を提案したことに加え、割当予定先が、①国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②新株予約権によるファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、当社から行使の許可を受けた上で、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、機関投資家への売却を中心に、適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書（平成 28 年 3 月期）に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額（平成 28 年 3 月 31 日現在）により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年8月31日現在）	
佐藤 航陽	34.40%
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合	4.91%
株式会社セガゲームス	3.88%
BBH（LUX）FOR FIL LIMITED MARCONI PILOT （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	2.99%
山崎 祐一郎	2.69%
Fenox Venture Company 7, L. P. （常任代理人 Fenox Venture Capital Japan）	2.33%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.96%
トランス・コスモス株式会社	1.94%
株式会社博報堂	1.94%
松井 秀紀	1.55%

- (注) 1 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
- 2 平成28年8月31日現在における資産管理サービス信託銀行株式会社の信託業務に係る持株比率については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 3 平成28年11月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社SXキャピタルが、平成28年11月1日付で以下の通り当社株式を保有している旨が記載されているものの、本日現在における所有状況の確認ができませんので、上記「大株主及び持株比率」には反映しておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
株式会社SX キャピタル	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	512,082	3.97

- 4 平成28年11月1日付で、日本瓦斯株式会社から同社が当社株式607,000株を取得した旨の報告を受けていますが、本日現在における所有状況の確認ができませんので、上記「大株主及び持株比率」には反映しておりません。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
連結売上高	2,265,073千円	4,126,252千円	8,886,975千円
連結営業損失（△）	△488,881千円	△320,045千円	△310,385千円
連結経常損失（△）	△510,138千円	△349,136千円	△553,024千円
親会社株主に帰属する 連結当期純損失（△）	△510,818千円	△390,984千円	△817,458千円
1株当たり連結当期純損失（△）	△64.66円	△40.64円	△64.74円
1株当たり連結配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	△115.39円	648.08円	544.05円

- (注) 当社は、平成27年2月6日付で1株につき10株の割合で株式分割を行いました。平成26年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純損失、1株当

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

たり連結配当金及び1株当たり連結純資産を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年11月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	12,896,110株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	269,700株	2.09%

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
始 値	—	3,040	2,831
高 値	—	3,090	3,660
安 値	—	2,555	901
終 値	—	2,750	1,150

(注) 各株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成27年8月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	平成28年 8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月
始 値	995	1,150	1,509	2,030	2,814	4,120
高 値	1,247	1,654	3,025	3,040	4,255	4,485
安 値	975	1,110	1,463	1,800	2,700	3,055
終 値	1,150	1,479	1,966	2,729	4,050	3,575

(注) 1 各株価は東京証券取引所マザーズにおけるものです。
2 平成29年1月の株価については、平成29年1月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成29年1月25日
始 値	3,640円
高 値	3,660円
安 値	3,505円
終 値	3,575円

(注) 各株価は東京証券取引所マザーズにおけるものです。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払込期日	平成27年8月27日
調達資金の額	3,497,472,000円（差引手取概算額：3,478,472,000円）
発行価額	普通株式1株につき3,036円
募集時における発行済株式数	普通株式11,180,310株
当該募集による発行株式数	普通株式1,152,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式12,332,310株
発行時における当初の資金使途	オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に係る差引手取概算額上限825,927千円と合わせて、①設備資金として560,000千円、②アプリ収益化プラットフォーム“metaps”において発生する広告媒体（メディア）等への前払い費用などの運転資金として2,000,000千円、③決済プラットフォーム“SPIKE”で提供するプリペイド型の電子マネー“SPIKEコイン”において発生する資金決済法に基づく供託金として1,387,000千円、④その他、採用費・人件費、広告宣伝費・販促費及びオフィス移転にかかる費用として357,399千円に充当予定
発行時における支出予定時期	平成28年8月期以降～平成29年8月期
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当中ですが、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資は失権により行われなかったため、運転資金の一部については、銀行借入れによる調達資金により充当しました。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年2月20日
調達資金の額	4,116,154,000円（差引手取概算額：4,116,154,000円）
発行価額	B種種類株式1株につき2,000円
募集時における発行済株式数	普通株式6,920,000株 A種種類株式985,620株
当該募集による発行株式数	B種種類株式2,058,077株
募集後における発行済株式総数	普通株式6,920,000株 A種種類株式985,620株 B種種類株式2,058,077株
割当先	株式会社セガゲームス、FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P.、株式会社博報堂、トランス・コスモス株式会社、JAPAN VENTURES I L.P.、gumi ventures 2号投資事業有限責任組合、株式会社gumi、新生企業投資株式会社、FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P.、FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P.
発行時における当初の資金使途	アプリ収益化プラットフォーム“metaps”のグローバル展開及び決済プラットフォーム“SPIKE”に関連する設備投資資金として4,116,154千円
発行時における支出予定時期	平成27年8月期以降～平成28年8月期
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済です。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

II 無担保社債（私募債）の発行

1. 無担保社債（私募債）の概要

(1) 社債の名称	株式会社メタップス第1回無担保社債
(2) 社債の額面総額	2,500,000,000円
(3) 各社債の額面金額	100,000,000円
(4) 利率	利息は付しません。
(5) 払込金額	額面100,000,000円につき94,846,290円
(6) 償還金額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(7) 払込期日（発行日）	平成29年2月13日
(8) 償還期限	平成32年2月13日
(9) 財務代理人	株式会社あおぞら銀行
(10) 総額引受人	クレディ・スイス証券株式会社
(11) 振替機関	株式会社証券保管振替機構

2. 決定の理由

当社は、上記「I 第三者割当による新株予約権の発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 (注) 1」に記載の通り、運転資金及び中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資（M&A 資金）に充当する目的で、本新株予約権の発行と同時に本社債の発行による資金調達を行うことを決定しました。本新株予約権の行使による手取金を本社債の償還又は買入消却資金に随時充当する予定です。

III 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「I 第三者割当による新株予約権の発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、上記「I 第三者割当による新株予約権の発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 (注) 3」に記載の通り、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には、速やかにその旨を開示する予定です。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別 紙)

株式会社メタップス
第 12 回新株予約権 (第三者割当)
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社メタップス第 12 回新株予約権 (第三者割当) (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成 29 年 2 月 13 日

3. 割当日

平成 29 年 2 月 13 日

4. 払込期日

平成 29 年 2 月 13 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 700,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

7,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 2,860 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 28.6 円)

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権 (行使許可条項付) 並びに無担保社債 (私募債) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,575円とする。

10. 行使価額の修正

当社は、平成29年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（以下「修正日」という。）以降に適用される。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要する。また、上記の計算によると修正後の行使価額が1,788円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

当社は、行使価額の修正を決議し修正後の行使価額が確定した場合には、本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年2月14日から平成32年2月13日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成29年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,860円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり2,860円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり2,860円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使許可条項付)並びに無担保社債(私募債)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 2,860 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 中野坂上支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式会社メタップス
第13回新株予約権（第三者割当）
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社メタップス第13回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成29年2月13日

3. 割当日

平成29年2月13日

4. 払込期日

平成29年2月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 610,000 株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

6,100 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 2,789 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 27.89 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初4,112円とする。

10. 行使価額の修正

当社は、平成29年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（以下「修正日」という。）以降に適用される。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要する。また、上記の計算によると修正後の行使価額が1,788円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

当社は、行使価額の修正を決議し修正後の行使価額が確定した場合には、本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使許可条項付)並びに無担保社債(私募債)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年2月14日から平成32年2月13日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成29年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,789円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり2,789円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり2,789円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

この文書は、当社の第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使許可条項付)並びに無担保社債(私募債)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 2,789 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 中野坂上支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

この文書は、当社の第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権（行使許可条項付）並びに無担保社債（私募債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。